

『教職支援センター一年報 2016』目次

投稿原稿

<小論文>

小・中社会科におけるアクティブ・ラーニングの比較

—教職科目「社会科教育法」「社会科教育法 II」の実践に焦点化して—

関西大学文学部教授 安藤 輝次 …… 1

先人の自己変革に学ぶ—知をベースとした中学校道徳科指導法の提案—

兵庫大学現代ビジネス学部准教授 岡本 洋之 …… 13

近現代史教育における憲法のあり方について

関西大学非常勤講師 高橋 陽子 …… 30

市民（保護者）の学校経営参加への課題と展望

—地域コミュニティのあり方と関わって

関西大学文学部教授 山本 冬彦 …… 39

教師はいかなる意味で専門職でありうるのか

—中和の技法をめぐる困難と可能性から—

関西大学社会学部教授 山本 雄二 …… 51

1. 教員の養成の目標

関西大学教職支援センターの基本理念 …… 62

2. 教員の養成に係る組織

教員の養成に係る組織 …… 63

教職支援センター規程 …… 64

3. 教員の養成に係る授業科目

教職に関する専門教育科目および科目担任者一覧 …… 66

4. 教員免許状の取得の状況

各学部・大学院で取得できる教員免許状の種類・免許教科 …… 71

介護等体験 参加者数 …… 73

中学校・高等学校教育実習生数 …… 74

教員免許状取得状況・免許取得者数一覧（学部・大学院） …… 75

教員免許取得までの諸手続き …… 82

5. 教員への就職の状況

教員採用試験合格者状況・合格者数 …… 83

教員採用試験「大学推薦」の応募状況・合否結果 …… 86

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

中期行動計画について …… 87

介護等体験事前指導について …… 88

2年次生対象「教育実習受講希望者ガイダンス」について …… 89

3年次生対象「教育実習ガイダンス」について …… 91

教員養成フォーラムについて …… 93

教員採用試験合格者との情報交換会について …… 95

教職専門科目担当者研究会について	97
教員採用試験合格者壮行会について	98
教員採用試験に向けて～支援制度を積極的に活用しよう～	99
教員採用試験 受験案内一覧	100
教職支援センター 利用状況	102
教職関係ガイダンス日程	103

7. その他

教員免許状更新講習一覧	104
-------------------	-----

近現代史教育における憲法のあり方について

関西大学非常勤講師 高橋 陽子

序 模擬授業における最近の傾向

筆者は法学部と文学部の学生を中心として「地理歴史科教育法」を担当しており、授業の一環として模擬授業を取り入れている。当然、学生は毎年入れ替わっているため、模擬授業を中心とした授業運営には、臨機応変に対応していかなければならない。

大部分の学生は模擬授業に対し真剣に取り組んでいるのだが、特に近年、教材理解の不足が顕著になっているという印象が否定できない。たとえば、模擬授業をするように指定された範囲のみの教材研究で終わってしまい、前後の内容との関連性が見られないなどの例がある。したがって、教材の把握が浅く、自分自身で何について授業をしているのかを理解しているのかが怪しい学生がいるのも事実である。また、大学受験用の知識の記憶を中心に据える学生が増えてきたのも最近の傾向である。

筆者の知人には何人かの高校教員や講師がおり、彼らからも教育法の授業に生かすべき多くの教示を受けている。近年、進学校として台頭してきた私立高校においては学年主任が「化学実験するよりは、受験知識を暗記した方が良い」と主張し、実験そのものが行われないという。その高校には水酸化ナトリウムや硫酸などの基礎的な薬品さえも置かれていないということである。この高校は中高一貫コースを併設し、かつ理系の進学に熱心だという。この事実から小学校以来、実験の経験がない学生が理系の学部に入學しているとも言えよう。高等学校それぞれの実態は筆者にとって不明な点も多いのだが、このような状態が少なからず学生の授業に対する態度に反映しているとも考えられる。

さて、本稿のテーマを「近現代史教育における憲法」とした理由は、特に近代以降の西洋史の理解には憲法の意義が必須であるからである。筆者は以前に他大学において「アメリカ史学」と題された授業を担当したことがあり、関連する文献に接する必要があった。その参考文献の中に示唆的な一節があったことが、歴史理解と憲法を意識したきっかけである。その文献には「(アメリカ独立) 革命の指導者たちにとって、政府の形成とはすなわち憲法の制定であった」と記されていた。そして、この言葉をフランス革命に応用すると、その内容が非常に理解しやすくなったという経験がある。したがって以下に述べることは、憲法を中心に据えて、アメリカ独立革命とフランス革命を読み解こうとする試みであり、既に授業でも扱っている内容である。¹ さらに、学生たちの理解を深めるための提言を最後に行う。

なお、筆者の専門は「憲法」あるいは「基本法」の概念さえも存在しなかった西洋中世史である。法学や近代史の諸先生方とは見解の相違があるのはご容赦願いたい。また、参考文献に関しては、教職を目指す学生が手に取りやすいものを中心に挙げている。

1 アメリカ独立における『連合規約』の意義

上記にあるように、筆者が憲法について意識した大きなきっかけはアメリカ史である。アメリカ独立と憲法の関係について、可能な限り高校世界史の教科書範囲内で考察してみたい。²

アメリカ独立の授業を構成するためには、主に 3 つの段階に分けるのが理解しやすいと考えている。第一段階が、七年戦争以降に財政難に陥ったイギリス本国による植民地への課税強化に対する抵抗の始まり。第二段階が独立戦争と戦争中の「独立宣言」発表とヨーロッパ諸国の独立支援。この段階は、次のフランス革命の原因となる財政難をさらに悪化させた原因として、見過ごしてはならない。第三段階がアメリカ合衆国憲法の制定である。

アメリカの 13 植民地が、本国イギリスと独立戦争に突入したのが 1775 年のレキシントン・コンコードの戦いであり、翌年の 1776 年に「独立宣言」を発表したのは基礎的な知識である。教科書は「独立宣言」については 6 行ほどを使っており、ロックの抵抗権についても触れている。もちろん、独立宣言の抜粋もほぼ全ての世界史教科書に掲載されている。

「合衆国憲法」について見れば、教科書は 1 ページを割いている。だが非常に残念なのは、現在の山川出版社の教科書は、アメリカの第一憲法である『連合規約』には全く触れていない。以前の教科書では扱っていたと記憶しているが、これは教科書編集上の問題でもあろう。歴史教科書の宿命として、新しい時代に関する事項が増えるほどに、削除せざるを得ない事項があるのは仕方のない事なのだろう。

『合衆国憲法』に取って代わられた『連合規約』の成立過程を考察するほどに、「憲法＝政府の形成」を意識せざるを得なくなる。そこで、『連合規約』の成立過程について概観する。『連合規約』の草案検討を、独立戦争期の政府に相当する大陸会議が始めたのは、「独立宣言」が発表された直後からである。翌 1777 年に『連合規約』は採択されるが、この時のアメリカ植民地はまさに独立戦争のさ中である。採択された際の『連合規約』は、草案よりも州の権限をかなり強くしたものである。州に対して連邦政府（中央政府）の弱体であるのが欠陥となり、結局は 1787 年の『アメリカ合衆国憲法』に取って代わられる。³

さて、なぜ大陸会議はこのような非常事態にもかかわらず、敢えて『連合規約』を作成・採択したのかを考えたい。ここで基礎的知識として忘れてはならないのは、近代哲学への道を開いたフランシス・ベーコンに代表される帰納法に基づく「経験論」と、理性の基づく自然科学的な論証法を用いるデカルトの「大陸合理論」である。ここで重要なのは演繹法の思考法である。イギリス⁴よりもはるかに多くの動乱を経た大陸諸国だからこそ、登場した思考である。

当時のアメリカ植民地は戦争と同時に、独立後の国家を急いで構想する必要があった。全く新しい国家の構想は、「経験論」的に、政府の構成や諸部門の機構や権能を累積的に決めていくのは不可能なことである。成文憲法の形で、独立後の国家の枠組みを作る必要があったのである。そして、独立後の新国家構想は、理性による大陸合理論をその基礎に置く必要があった。この視点は、次節のフランス革命を考察する点で欠かせない。また、当時の大陸会議指導者にとっては、本国イギリスは硬直した専制国家の代表に他ならない。

ここでも機知の政治制度を参考にすることができず、「経験論」は排除される要素を持っている。

以上の内容を高等学校の授業で扱うのは不可能なのだろうが、教える立場の教員には理解をしてほしいことである。そして『連合規約』が存在したからこそ、次節で扱う『合衆国憲法』の意義が生きてくるのである。

2 『アメリカ合衆国憲法』——「連邦制」の理解

ここでは『合衆国憲法』の三大原則に絞って論じていく。その中で「人民主権」と「三権分立」については、教科書内容に書かれていることで問題はない。ここで生徒が実質的に理解しにくいのは「連邦主義」であろう。教科書によれば「各州に大幅な自治を認めながらも、中央政府の権限を強化する連邦主義を採用した」と記されているが、この州について、日本の都道府県と同列であると理解をする学生・生徒が大多数である。だが、「アメリカでは州によって義務教育年限が異なったり、死刑のある州と無い州があったりするが、日本の都道府県にはそのような違いがあるのか？」と教科教育法の学生に問いかけると、「日本では都道府県による違いはない」という回答が戻ってくる。つまり、州には都道府県とは比較にならないほど大きな権限が与えられているのである。

再び『連合規約』に戻ると、the United States of America は独立・自由・主権を有する州の永久的同盟と規定されており、この概念が現代まで続いていると言えよう。⁵「主権を有する」という文言から、State（州）イコール国家と考えられており、州も憲法を持っている点を理解する必要がある。

州憲法として最初のものは1776年に制定された「ヴァージニア憲法」であるが、同年にはペンシルヴェニアなど幾つかの州で憲法が制定されている。この1776年はもちろん「独立宣言」が発表された都市である。それら憲法の構成は、基本的な政治原理と人民の権利とを宣言した「権利の宣言」と、政府の組織及び書記官の権限を規定した「憲法」すなわち「統治構造」という2つの文書から成り立っていた。さらには、立法・行政・司法の三権分立の原則は諸州の権利章典と憲法本文においても規定されており、恣意的な権力の防止の方策として重視されていたのも明らかである。⁶

その後「合衆国憲法」を支持する連邦派と、州の権限強化を主張する反連邦派については、教科書にもはっきりと記されている。この対立が1861年の勃発する南北戦争でも重要になってくるのは周知の事実である。また蛇足ながら、南北戦争がアメリカ合衆国(USA)とアメリカ連合国(CSA)という、名目的には別国家同士の衝突であることも付け加えておこう。「合衆国憲法」の一原則を排することは、別国家を作ることに等しいのである。そして1787年当時の三大原則は現在に至るまで変わっていないことに注目をすべできあろう。

3 フランス革命における憲法の意義

大陸合理論による憲法作成は、フランス革命期において顕著に表れる。フランス革命については、国民議会や立法議会などの政府の変遷を理解するのに生徒は苦勞することになり、結局は暗記に頼ることになる。だが、この政府の変遷は憲法を中心に据えて見ると、非常に明快になってくる。

フランス革命期に制定された憲法は 1791 年、1793 年、1795 年のものがあり、それぞれ 1791 年憲法などと年代を付けて区別されている。また、年代的には 2 年おきであり、非常に記憶しやすい。それでは、筆者が把握するフランス革命期の政府の変遷について、以下に示すことにする。

<国民議会→1791 年憲法→立法議会>

まずは 1791 年憲法を中心とした時代について見てみよう。フランス革命の出発点は 1789 年 7 月 14 日の「バスティーユ牢獄襲撃事件」と一般には考えられているが、やはり出発点としては、同年 5 月にヴェルサイユ宮殿において開催された「三部会」に重点を置くべきである。採決方法をめぐり、1789 年 6 月になり第三身分を中心にこの三部会から分離したのが国民議会である。さて、三部会を宣言した際に、国民議会の議員は「憲法制定までは解散しないことを誓っている」が、これが「球戯場(テニスコート)の誓い」である。

ここで生徒に注目してもらうべきは、国民議会は憲法制定議会という点である。つまり、憲法を制定してしまえば、その役割は終わる。事実、教科書においても上記「憲法制定までは解散しないと誓った」と書かれている。1791 年 9 月に立憲君主制を定めた 1791 年憲法が成立し、それに従い国民議会は解散し、新たに「立法議会」が成立する。立法議会は 1791 年憲法に従って政府を形成したことになる。⁷

だが、1791 年憲法は当初から非常に居心地の悪い憲法であった。憲法制定に先立つ同年 6 月に有名な「ヴァレンヌ逃亡事件」が起こっており、国民の王に対する信頼が失われることになる。その状況にもかかわらず、立憲君主制を採用したという矛盾がある。

<立法議会→国民公会→1793 年憲法>

さて、フランス革命の重大な転換点となるのが、1792 年の 8 月 10 日事件と、それによる王権停止である。三部会やバスティーユ牢獄襲撃事件が太字で強調されているのに対し、8 月 10 日事件は、教科書ではあまり強調されていない。この事件が重要なのは、王権停止により、立憲君主制を掲げる 1791 年憲法に矛盾が生じたことである。王権停止は王政から共和政への大転換である。そこで、新たな憲法が必要となり、憲法制定議会として「国民公会」が成立することになる。ここで現実の状況に合わせ、憲法が新たに作られることになるが、これは後述する現代ドイツの憲法（基本法）との共通するものである。また、王権停止以降は、国会が行政府を兼ねており、この状況は 1795 年憲法により成立する総裁政府まで続く。

国民公会と言えば、ジャコバン派による恐怖政治が知られているが、1793 年憲法を制定

したことも重要である。教科書の扱いはどうかと言えば、欄外の注で扱われている程度であるが、男子普通選挙を定め、封建地代の無償廃止など民衆の側に立った諸政策については記載されている。そしてこの憲法は制定されたものの、施行が延期されたのは、諸外国の革命への干渉戦争に対応する必要があったからである。この憲法が施行されたとすると、憲法制定議会である国民公会は解散するはずであるが、その後も国民公会が維持されたのは施行延期と大いに関係する。つまり、新しい政府が成立しない限りは、国民公会も存在を許されるということである。

実際に、諸外国からの革命への干渉戦争に対抗するため、ジャコバン派政権は強大な権限を持つ公安委員会を中心に様々な施策を行う。脱線するならば、これは幕末の江戸幕府においても、独裁権を持つ大老を置いたことにも通じる。

<国民公会→1795年憲法→総裁政府→ブリュメールのクーデタ>

ジャコバン政府が倒れ、その後に1795年憲法が制定され、ここでようやく国民公会が解散し、新たに「総裁政府」が誕生する。この政府は、ジャコバン独裁政府の揺り戻しでもあり、5人の総裁に権力を分散させるいわゆる「弱い政府」である。そのために、王党派の反乱や、あるいは左派のバブーフの陰謀などで社会不安が続くことになる。このような状況に対し、安定を望んでいた国民の前に登場したのが、軍事指導者として頭角をあらわしたナポレオンであった。揺れ動く不安定な政府の元、強い指導者としてのナポレオンが、国民の支持を得たのは当然とも言えよう。1799年のブリュメールのクーデタにより、総裁政府は倒れ、このクーデタをもってフランス革命は終結したとするのが一般的な見方である。

以上のように、フランス革命期の政府変遷については憲法を中心に理解すれば、かなり整理ができる。当然、これは現代の第五共和政までの政府変遷でも当てはまる。

この節の最後に、教科書の近現代史に登場する「臨時政府」「暫定政府」について触れたい。以上の「憲法を持つ政府」イコール「正式な政府」という事実から、「臨時政府」などは、まだ憲法を持たない政府のことを指すことがわかるだろう。

4 19世紀のフランス史を読み解くために…用語に対する感性を研ぎ澄ます

歴史科目というと「暗記科目」という見方が優勢である。暗記する内容が多いにしても、暗記した語句について理解しなければ、その知識を応用するのは難しいだろう。特殊な歴史用語でなくとも、言葉の意味については意識してほしいものである。

例として、学生・生徒が理解に苦勞するだろう、政府の変遷が激しかった19世紀のフランスを取り上げたい。

ナポレオン没落後のフランスは、ウィーン体制化における「ブルボン朝の復活(王政復古)」→「1830年の七月革命の結果としての七月王政」→「1848年の二月革命の結果としての第

二共和政」→「1851年、ルイ・ナポレオンの皇帝即位（第二帝政）」→「1870年、普仏戦争敗北による第三共和政の成立」という流れをたどる。

さて、政府の変遷という視点から、ナポレオン後のフランスは「王政」→「共和政」→「帝政」→「共和政」と移っていく。問題は、これらカッコをつけた政治体制を学生がどれだけ意識しているかである。当然、王政とは王が存在する政治形態である。この場合、王が政治的権限を持たない象徴的存在であるので、必ずしも絶対君主とは言えない。現代のイギリスが「王国」であるという例に挙げると良いだろう。帝政では皇帝が存在し、国家の呼称も「帝国」となる。「共和政」あるいは「共和国」は、王も皇帝も存在しないという政治形態である。

一般に、この中で最も理想的で民主的な政治形態は「共和政」と考えがちである。だが、ここで17世紀のイギリス史に戻りたい。ここでは王権と議会が対立し、結果的に議会が勝利したピューリタン革命と名誉革命という2つの大きな事件が起こっている。特にピューリタン革命では国王チャールズ1世を処刑し、イギリス史上唯一の共和政が成立する。さて、この共和政が民主的な政治であったかという点、ピューリタン革命の指導者クロムウェルによる厳格な軍事独裁が行われ、議会さえも解散されてしまった。ここでまた「独裁」という語句が登場したが、もちろん「一人物による政治」として学生・生徒には気づいてほしい所である。また、現代社会でも「共和国」と銘打ちながらも、事実上は独裁国家である事例が簡単に挙げられる。

このように、用語の理解は重要であるが、あと一步に踏み込む一言を授業に盛り込むことができれば、生徒の得るところも豊かになると考えている。また、公民科である「現代社会」や「政治経済」でも、このような具体例を踏まえつつ授業進行をする必要があるだろう。

5 教材理解の深化のために適切な情報とは

以上、アメリカ独立革命とフランス革命、フランス19世紀を、概観してきた。本稿では政治史における憲法を扱ったが、他の分野についても同様に基本となる事項が存在する。この節では、このような知識をいかにして授業に活かしていくべきかについて論じたい。

当然のことだが、以上に挙げた憲法を中心とした整理法については、教科書や受験参考書には書かれていない内容である。学生の模擬授業を見る際に、痛感するのは教科書や受験参考書の範囲で教材研究が終わっていることである。専門書とは言わないが、簡単な概説書に目を通すだけでも大きなヒントを得ることがあると、講義を通じて学生には伝えている。その上で、当時の人々が国家を形成する際に、どれほど憲法を重視したかも理解してほしいところである。

ここで模擬授業を実施する際に、目についた問題点をいくつか取り上げていこう。実際の模擬授業（秋学期実施）の進行については、全15週のうち、第4週から25分から30分程度で1人ずつ担当することになっているので、最初の週に担当することになる学生は、当然ながら短い準備期間で対応しなければならない。しかしながら、大きな問題は11月以

降に担当する学生が、以前の模擬授業の反省点を活かしてきれていないところである。学生には毎回、模擬授業に対して短い評価を書かせているのだが、そこでよく指摘される内容が最後の模擬授業まで続くことである。一番多い指摘が、生徒の顔を見ず、ノートに視線が集中するという指摘である。その主な原因は、準備不足も相まっての教材内容の理解不足であると思われる。地理歴史科教育法の授業においては、第3回目までには各学生の担当単元を決定しているのだが、直前になって慌てて準備をする場合が多いようである。

筆者自らが、短いながらも大阪市立の高校の教諭としての経験を挙げるならば、新任教員時代を含め、教材研究のために概説書や専門書を読む時間はほとんど無かった。当面の間、役に立ったのは学生時代に読破した書籍や、勉強をした内容であった。日本の教員は世界一忙しいという報告は周知の事実であるが、この多忙さを放置したままでは、現場の授業が充実することは望めないだろう。また、そのような現場に放り込まれる学生が、消耗品として扱われるのではないかと憂慮するばかりである。

さて、歴史的な事実を理解して授業を行うためには、安易な情報に流されないことが大切である。安易な情報を鵜呑みにして、それを一生訂正することなく若い高校生が引きずるとするならば、これは教材研究だけでなく人権問題にも関係する。

過去において、非常に問題があった模擬授業として、インターネットの内容をそのままコピーして読み上げるというものがあった。内容についても理解不十分であったため、この学生に単位を与えなかった。インターネットは確かに便利ではあるが、特に Wikipedia など学生が馴染んでいるサイトには誤りが多い。筆者の専門とする西洋史分野における日本語版の内容にも誤りが多いと感じている。たとえば、高校教科書に登場する、中世ドイツの「ハンザ同盟」についても、3行に1つは誤りがある状態である。しかし同じ項目について、ドイツ語版や英語版での誤りはかなり少ない。⁸学生に対して、また忙しく、英語担当ではない現任教員に対して外国語を読めというのは現実的ではない。したがって、日本語で手軽に読める概説書あたりには目を通してほしいと願うばかりである。

安易な情報という点で、「日本国憲法はアメリカからの押し付け憲法」であるという言説がある。だが、驚くことに日本国憲法形成の過程について、正しい理解をしている学生（もちろん、大人も含めて）は数少ない。さすがに、本学法学部の学生に聞いたところ、形成過程について講義でしっかりと扱われていたということで、嬉しく思った。確かに、日本国憲法の草案はGHQ（連合軍総司令部）が作成したものだったが、公布・施行された内容は、日本初の普通選挙で国民が選んだ議員たちが第90回帝国議会において4か月にわたり審議したものである。その中で、GHQ草案に含まれていなかった、より厳密にはGHQが難色を示した生存権も入っていったのである。これを考えたら、「押しつけ」とは言い切れないだろう。なお、上記でネット情報に批判的なことを述べたが、現役弁護士が運営するページもあるので参照されたい。⁹

また他国、特にドイツでは何度も憲法（ドイツ基本法あるいはボン基本法）改正が行われているので、日本も憲法改正をしても良いという意見もある。ネットで検索すると「ドイツは58回（憲法改正）なのに、日本は0回というのはおかしい」という結果がかなり上

位に来ているが、これはドイツ憲法と日本国憲法の相違、あるいは日本とドイツの戦後史を正しく理解していないために生じた大きな誤解である。

ドイツ基本法の内容は、日本国憲法よりも詳細な内容を扱っているとともに、基本法制定以降に、北大西洋条約機構（NATO）加盟、そして最大の出来事として東西ドイツの統一という大きな政治的大変動を、ドイツという国家は経験してきた。そのたびに、国家のあり方が変わり、基本法を改正する必要に迫られたのである。こうした事情を無視して、改正の回数だけを取り上げるのは安易すぎると言えよう。

また、敢えて第一次世界大戦後のいわゆる「ヴァイマル憲法」を付け加えるならば、この民主的と言われる憲法のもとで行われた選挙により、ナチス政権が誕生し、結果的に「全権委任法」により憲法そのものが骨抜きにされた点を忘れてはならない。教室においては、どれほど民主的な文言が書かれていても、運用を誤れば国民を大きく害する点にも触れてほしいと思うところである。

おわりに 教育現場における教員の責任

歴史科目に限らず、学習することは「生きる力」を身に着けることである。「生きる」というと、生計を立てるために必要な知識と考えられがちだが、筆者が想定しているのは大局的に、生徒自身が生きている時代を読む力・思考力である。

今から20年以上前に勤務した公立高校では、教員の間に高等学校における学力問題について意見の相違があった。進学校ではなかったため、大半の生徒が就職して社会に出た。社会に出ていくのだから、それに必要な学力や能力をつけて卒業させようとする立場の教員がいた一方で、高卒の資格さえあれば有利なのだから、試験の出来や学力の定着は関係なくとにかく単位と卒業証書を与えようという教員もいた。筆者は進路指導を担当していたが、進路指導部としては就職試験で不採用となった生徒の評価を事業所に可能な限り問い合わせを行った。そして、一部の事業所から「作文の文章表現や内容が、高校生が書いたものとは思えないお粗末さであった」という回答を得た。卒業証書に見合う学力や思考力を身に着けさせる教育を行う必要があると痛感した出来事である。

しかし、教育困難校においては、生徒に社会人としての教育を行うのは非常に難しいのが事実であろう。だが、このような自覚は生徒にとって一日の大部分を占める、授業を通して促すべきであり、社会科の科目だけに限定されるものではない。また、進学しない生徒の多い高校でこそ、改めて学習する機会が少ないことを鑑み、教えるべきことが多いと言える。しかしながら、進学しないのだから勉強する必要はないと考える生徒が多いのも確かである。勉強とは受験のためと考えているのだろう。

現在の日本社会を見るならば、高卒者と大卒者の就業機会には一つの断層があるように思われる。ましてや、6人に1人の子供が貧困状態と見なされ、教育の機会さえも奪われているという現実がある。神戸市の小学校教諭として勤務する知人によれば、貧困化は地域によっては10年以上前から顕著になっているという。生活のため、保護者が深夜まで働い

ている家庭の子供に、朝食を食べましょうという言葉は通用しないとの意見を聞いた。空腹のあまり授業に集中できない生徒に対し、湯に砂糖を溶かし、この砂糖水で給食まで頑張ろうと励ますこともあったという。また、生活費をねん出するために、いったん支払った給食費を返してほしいと訴えられたという経験もあったという。家庭事情を知っているがために、異例の対応であるが返却したという。彼女としては、前任校が神戸市内で最も私立中学受験者が多い小学校だっただけに、この格差に愕然とし、しばらくは驚きの連続だったという。

このような話を聞かせると、学生もかなりのショックを受けるのだが、こうした問題にまで日本の教員は対応しなければならないのが現状である。そのためにも、多様な問題に対応できる柔軟な思考力と、現実を正確に把握する力が必要となるだろう。

昨今では教員の問題行動がマスコミでも大きく扱われるようになってきたが、それを教員個人の問題として片付けて良いのだろうか。一部教員（管理職を含む）の社会人としての未熟さも見過ごすことはできないが、なぜ彼らが社会人としての思考力や態度が見につかないのかにも目を向ける必要がある。教員養成は大学や個人の責任ではなく、社会全体の責任である。そして、教員をめざす学生を養成するためにも、教育格差の解消は社会全体が取り組むべき重大な問題である。均等であるべき教育機会を奪われることは、生きる力を奪われることでもある。

1 有賀 貞・大下尚一・志邨晃佑・平野 孝編『世界歴史体系 アメリカ史1——17世紀～1877年——』、山川出版社、1994年。

2 本稿にて使用する高校教科書は、木村靖二・佐藤次高・岸本美緒その他著『詳説 世界史B』、山川出版社、2015年発行である。同教科書は発行年度によりページ数にズレがあるため、文中では敢えて「教科書」と記すことにした。

3 『世界史体系 アメリカ史1』146-148ページ。

4 なお、現在でもイギリスについて「日本と同様に閉鎖された島国国家」という視点が当然のように言われている。イギリスは海を經由して多くの地域との関係を維持していたのは明らかであり、また日本についても「閉鎖的な島国国家」という視点は最近の諸研究により見直されている。イギリス史については、青山吉信、今井宏編『新版 概説イギリス史 伝統的理解をこえて』有斐閣選書 868、2006年、8ページ以下を参照のこと。

5 『世界史体系 アメリカ史1』、148ページ。

6 前掲書、143～4ページ。

7 宮崎正勝著『物語 フランス革命 バスティーユ陥落からナポレオン戴冠まで』、中公新書 1963、2008年、34～40ページ。フランス革命において、当初から市民と王権の対立という図式を描きがちだが、大多数のフランス国民はルイ 16世に対しては尊敬の念を持ち、王政打倒を考えてはいなかったのが事実である。また、ルイ 16世に対しては無能な君主であるという従来の評価があるが、現在では再評価がなされている。

8 これは筆者が所属する「日本ハンザ史研究会」においても、複数の研究者が指摘している事実である。「日本ハンザ史研究会」については、次のサイトを参考のこと。

<http://hansegroup.blogspot.jp/>

9 「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」の公式ホームページでは、憲法の条文についてもわかりやすく解説されているので、参考にすると良いだろう。

<http://www.asuno-jiyuu.com/>